六〇九四	南那覇駐屯地	那覇市	国有	建物：約一、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九五	石垣駐屯地	石垣市	国有	土地：約六、九〇〇平方メートル 建物：約二、八〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九六	宮古島駐屯地	宮古島市	国有	土地：約一、五〇〇平方メートル 建物：約二、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 陸上自衛隊宮古島駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九七	宮古島分屯基地	宮古島市	国有	土地：約二三〇平方メートル 建物：約一、四〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 陸上自衛隊保良訓練場の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九八	逸見地区	横須賀市	国有	土地：約一、六〇〇平方メートル 工作物：舗床 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間 航空自衛隊宮古島分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供施設

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一九五	逸見地区	横須賀市	国有	土地：約九、五〇〇平方メートル 工作物：岸壁 訓練施設として新規提供する。

○北海道開発局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十五日

北海道開発局長　岡下　淳

(一)	道路の種類　一般国道
(二)	路線名　三十八号
(三)	道路の区域
	区間　北海道空知郡南富良野町字幾寅六八七番一地内
	変更前　敷地の幅員　延長　四五・二七～四五・三メートル　〇〇・〇六キロメートル
	後別　後　四五・二七～四九・二〇　〇〇・〇〇六
(四)	図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十五日

北海道開発局長　岡下　淳

(一)	道路の種類　一般国道
(二)	路線名　二百七十五号
(三)	道路の区域
	区間　北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内八四番から同町字下幌加内七八番まで
	変更前　敷地の幅員　延長　二〇・九七～二一・五九メートル　〇〇・三四〇キロメートル
	後別　後　二一・一四～四三・二一　〇〇・三四〇
(四)	図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部